

株式会社モデア 改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額(税込)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

株式会社 モデア 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-4-6
本社 松田ビル 7階

| | |
|---------------------------|---|
| 派遣労働者の数 | 39人（2023年6月1日付け派遣労働者数） |
| 派遣先の数 | 9社（2022年度派遣先事業所数 実数） |
| 労働者派遣に関する料金額 | 26,971円（8時間相当）（2022年度派遣労働者に関する料金額（税込）の平均額） |
| 派遣労働者の賃金額 | 19,997円（8時間相当）（2022年度派遣労働者の賃金額の平均額） |
| マージン率 | 25.9%（2022年度のマージン率の平均） |
| 教育訓練に関する事項 | 派遣社員教育資料（1年目～4年目）に基づいてレポート提出 |
| その他参考事項 | 派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。 |
| 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無 | 有 |
| 上記労使協定の有効期間 | 2023年4月1日～2024年3月31日 |
| 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |